



## 特許訴訟の増加と新たな司法解釈

**Q** 中国では、特許訴訟が増加しているといわれています。新しい司法解釈が制定されたようですが、裁判所はどのような基準で特許権侵害事件を処理しているのでしょうか。

**A** 中国の発明特許出願件数は 2011 年に米国を抜いて世界 1 位となり、その後も大変な勢いで増加を続けています。これに伴って、特許権をめぐる民事訴訟も増加しています。中国では、いわゆる判例主義を採用せず、最高人民法院が定めた判断基準を「司法解釈」の方式で示す制度が法定されており、最近新たな司法解釈も公表されました。

### 中国における特許制度の定着と特許権侵害訴訟の増加

中国特許法は、発明、実用新案、意匠の 3 種を特許として対象とするものであって、1984 年に制定され、翌 85 年から実施されて 31 年の歴史を有しています。中国において特許権を取得しようとする特許出願の数は膨大であり、特許のうち高度な技術とされる発明の特許出願だけをとっても 2010 年には日本を抜いて世界 2 位となり、翌 11 年には米国をも抜いて世界第 1 位となりました。その後も、毎年大変な勢いで増加を続け、15 年の発明特許出願は 100 万件を突破して 110 万 1,864 件となり、世界を驚かせました。特許出願や特許登録件数の増加に伴って、特許権侵害訴訟もまた増大しています。14 年における知的財産権民事訴訟の全体数は 9 万 5,522 件、このうち特許権に関する民事訴訟は 9,648 件であり、その 90% 以上が特許権侵害をめぐる訴訟事件と考えられます。

### 中国における裁判の判断基準・司法解釈

裁判は具体的事案に法律を適用して行われるものですが、「解釈」を必要としない法律など一カ条もないと考えられています。中国では、この解釈の基準を「判例」に求めるのではなく、最高裁判所が法律条文に対する解釈を示す「司法解釈主義」というべき制度を採用しています。日本の「裁判所法」に相当する中国の「人民法院組織法」33 条は、「最高人民法院は裁判の過程において具体的にいかに法律、法令を適用するかの問題について、解釈を行う。」と規定し、最高人民法院の司法解釈権を定めていることが根拠です。

最高人民法院による司法解釈は、体系的な条文解釈です。特許権紛争に関しては、すでに 01 年と 09 年に司法解釈が公表されており、また仮処分の特化した司法解釈も 01 年に公表されています。さらに、16 年になって新たに「特許権侵害紛争案件の審理に法律を適用する若干の問題に関する解釈 (2)」(16 年法釈、全 31 条)が制定、公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

以下、特許権侵害訴訟をめぐる法解釈の現状を 16 年の最新の司法解釈を中心に見ていきましょう。

#### (1) 特許権無効宣告と特許権侵害訴訟の関係調整

特許権侵害訴訟の審理を進めるうえで悩ましい問題の 1 つは、特許権無効宣告との関係をいかに調整するかです。特許権侵害訴訟の被告は、原告の特許権がそもそも特許権としての登録要件を欠いているから無効であって権利行使を行うことができないとの主張を行うことが少なくありません。しかし、中国では、裁判所が民事訴訟で特許の無効性を審理することはできない、と解されています。特許復審委員会で特許無効宣告がなされた場合に、裁判所は係属中の特許権侵害事件に対して、どの段階で、どのような判断を下すべきかが明らかでなく、その調整が実務上強く求められていました。

この点に関して、16 年法釈 2 条 1 項は、「権利者が特許権侵害訴訟で主張した権利要求が特許復審委員会によって無効宣言を受けた場合、特許権侵害紛争案件を審理する人民法院は当該無効とされた権利要求に基づく権利者の提訴を棄却する裁定を下すことができる。」と規定し、特許復審委員会が特許権の無効を宣告した段階で、当該宣告に対する行政訴訟が提起されたか否かを待つことなく、侵害民事事件を審理中の裁判所が原告の請求を斥ける判決を下すことができるとする司法解釈を定めました。

この規定は、侵害訴訟を処理する期間の短縮という観点から制定されたものですが、理論的にも「行政処分の公定力」にかなったものと言うことができるでしょう。他方、特許権者にとっては、特許の無効宣言に対して行政訴訟を提起して取消を求めているにもかかわらず権利行使が妨げられるという不利な結果を生じます。後記のように再訴の途はあるとしても大変煩雑な負担を強いられる結果となります。この点を銘記して、侵害訴訟の提起前に、権利の有効性を予め充分検討することが必要となります。

上記のような無効宣告が行政訴訟の結果取り消されることに確定した場合には、権利者が別途侵害訴訟を再提起することができるようになり、その訴訟時効期

中島敏法律特許事務所  
弁護士・弁理士 中島 敏

間は最終の行政訴訟判決が送達されてから2年間と定められました(16年法釈2条2項、3項。特許法68条1項)。

## (2) 技術標準特許の実施と特許権侵害

近年は、携帯電話をはじめとするITの技術分野を中心に技術標準と特許の関係が大きな問題になっています。技術標準には、様々な種類がありますが、標準技術には多くの特許権が含まれているのが通常です。特許法の規定によれば、予め特許権者の許諾を得ないで実施すれば特許権侵害となります。特許権者が許諾にあたって高額の実施料を要求したり、許諾を拒否したりすれば第三者の参入が妨げられ、特許法が目的とする技術と産業の発展が妨げられ、ひいては消費者の利益も損なわれることとなります。他方、技術標準に組み込まれていることを根拠として、特許権者の許諾を得ていない第三者の実施を放置すれば、特許権者の保護が損なわれる結果となります。したがって、特許権者と技術標準への参入を希望する第三者との利益調整が必要となります。しかし、この点について特許法自体には明確な規定がないために各国裁判所が苦慮する結果になっています。日本では知財高裁大合議体がアップル対サムスン事件において、平成26(2014)年5月16日判決で特許権の保護と第三者及び公共の利益を調和させる具体的要件を判示しました。

16年法釈の24条もこの問題をとりあげ、以下の点を基準としてかけました。

①技術標準であっても、これを実施するには特許権者の許諾が必要であることを前提として決めました。

②技術標準制定中に特許権者は、公平、合理、無差別の許諾条件での特許権実施の許諾を約束した(FRAND宣言)はずであり、実施許諾希望者との協議で特許権者がこの許諾条件に故意に違反し、許諾希望者側に過失がなかった場合は、特許権者による差止請求を支持しないとしました。

③実施許諾条件は、特許権者と実施希望者が協議して定めませんが、十分な協議を経ても、なお一致できなかった場合は、人民法院へ条件の確定を請求でき、人民法院は、FRANDの原則に基づき、特許の創造革新の程度や技術分野等も考慮して実施許諾条件を定めます。

④また法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定による、としました。

## (3) 特許権侵害を認めながら、侵害行為の差止を命じない場合

中国特許法60条は、「侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に対して侵害行為の即時停止を命ずることはできる。」と定めており、当該侵害行為を必ず差止めるものとすべきとは規定していません。

米国ではインターネット競売のビジネスモデル特許をめぐるe-bay事件の最高裁判所06年5月15日判決以降、エクイティ(衡平法)の原則のもとで侵害行為の差止を認めず、侵害賠償の支払いのみを命ずる判決が続出しています。中国でも数は多くありませんが同様の裁判例が存在します。日本企業が共同被告とされたことで知られる「脱硫方法及び装置」事件で、最高人民法院09年12月21日判決は、発電所という公共性と環境保護の観点から侵害行為の差止は命ずることなく、5,061万元の多額の損害賠償のみを命じました。

最高人民法院は、16年法釈26条において、原則としては侵害行為の差止を命ずるとしながらも、ただし書きで、前記脱硫方法及び装置判決と同様の趣旨から、国家の利益、公共の利益を考慮し、被告に対して当該侵害行為の差止を命ずることなく、相応の合理的費用の支払のみを命ずることができるとしました。

## (4) 特許方法により直接得られた製品と後続製品

中国特許法11条1項後段は、「特許方法を使用し、あるいは当該特許法により直接得られた製品を使用し、販売を申し出、販売し、輸入してはならない。」としています。この法規定をめぐって16年法釈20条は、特許方法により直接得られた製品と後続製品の区別について決めました。この法釈だけを見ると、抽象的でよくわからない印象を受けますが、実は09年法釈(13条)を補ったものとし、これを一体的に理解すれば、充分筋が通ったものとなります。

09年法釈の規定は、特許法11条に規定する「特許方法により直接得られた製品」を「原始製品」と位置づけ、原始製品を更に加工、処理して得られたものを「後続製品」とすると、原始製品を加工処理して後続製品を得る行為が「直接得られた製品」の「使用」に該当すると定めたものです。16年法釈は上記09年法釈に定めた工程に続く工程、すなわち後続製品を再度加工、処理する行為は、特許法11条に定める「特許方法により直接得られた製品を使用」することには該当しない。すなわち特許権侵害に該当しない旨の解釈を示したものです。この区別は頭の体操としても実務への影響の点からも中々興味深いものです。

司法解釈は、中国の法体系の一部を成します。中国で特許裁判の当事者となる可能性がある場合、必ず目を通すようお勧めします。